

札幌市消防団機械器具管理要綱

平成 22 年 12 月 15 日 制定
平成 31 年 1 月 30 日 一部改正
令和 5 年 11 月 24 日 一部改正
消 防 局 長 決 裁

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 管理等（第 3 条―第 6 条）
- 第 3 章 整備監督者等及び安全運転監督者（第 7 条―第 9 条）
- 第 4 章 機関員、その他の機関員及び運転員（第 10 条―第 13 条）
- 第 5 章 点検及び整備（第 14 条―第 16 条）
- 第 6 章 消防車の運転（第 17 条―第 20 条）
- 第 7 章 機械器具の取扱い（第 21 条―第 26 条）
- 第 8 章 事故の予防及び処置（第 27 条―第 29 条）
- 第 9 章 雑則（第 30 条―第 32 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 札幌市の消防団が使用する機械器具の管理及び取扱いについては、別に定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）機械器具 別表 1 に掲げるもの及び消防団自動車（以下「消防車」という。）並びに軽可搬消防ポンプをいう。
- （2）機関員 札幌市消防団条例（昭和 30 年条例第 9 号。以下「条例」という。）別表（3）技術報酬の種別欄に掲げるポンプ自動車の機関員で、以下に掲げる業務を行う者をいう。
 - ア 消防車の運転、機関操作、点検及び整備
 - イ 軽可搬消防ポンプの機関操作、点検及び整備
- （3）その他の機関員 条例別表（3）技術報酬の種別欄に掲げるその他の機関員で、前号イの業務を行う者をいう。
- （4）運転員 消防車の運転を行う者をいう。
- （5）前各号に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、条例及び札幌市消防団規則（昭和 30 年規則第 36 号）において使用する用語の

例による。

第2章 管理等

(管理責任)

第3条 団長は、機械器具が常に良好な状態となるよう適正に管理しなければならない。

(消防団員の責務)

第4条 消防団員は、機械器具を適正に取り扱うとともに、当該機械器具の取扱いに関し必要な知識及び技術の修得並びに向上に努めなければならない。

(改造及び廃止)

第5条 団長は、機械器具をみだりに改造し、又は廃止してはならない。

(消防局長の事務)

第6条 消防局長（以下「局長」という。）は、団長が行う機械器具の管理の状況について把握するとともに、管理上必要な事務を行うものとする。

第3章 整備監督者等及び安全運転監督者

(整備監督者等)

第7条 団長は、消防車が配置されている消防団において、当該車両を使用する本部又は分団（以下「本部等」という。）にあつては、管理監督的な職にある者のうちから整備監督者を選任するものとする。

2 整備監督者は、団長の指示を受け、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第14条第1項第1号に掲げる所属点検の適正な実施に関すること。
- (2) 第14条第1項第2号に掲げる特別点検の適正な実施に関すること。
- (3) 第15条第1項第1号に掲げる所属整備の適正な実施に関すること。
- (4) 第1号から第3号までに掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）等の関係法令に規定する事項に関すること。
- (5) 前各号に掲げる業務を処理するために行う機関員及び次項に定める整備監督補助者の指導に関すること。

3 団長は、整備監督者の業務を補助するため、本部等の機関員の中から整備監督補助者を選任する。

4 団長は、整備監督者又は整備監督補助者を選任又は解任したときは、整備監督者等選任（解任）報告書（様式1）により局長あて報告するものとする。

(安全運転監督者)

第8条 団長は、消防車が配置されている消防団において、当該車両を使用する本部等にあつては、管理監督的な職にある者のうちから安全運転監督者を選任するものとする。

2 安全運転監督者は、消防車の安全運行について、機関員等（機関員及び運転員をいう。以下同じ。）を指揮監督しなければならない。

3 安全運転監督者は、消防車の安全運行に不適格と認めた場合等には、機関員等を交代させるなどの措置を講じなければならない。

4 団長は、安全運転監督者を選任又は解任したときは、安全運転監督者選任（解任）報告書（様式2）により局長あて報告するものとする。

（相互調整）

第9条 整備監督者及び安全運転監督者において異なる者が選任されているときは、消防車の整備及び運行に関し相互に情報を共有しなければならない。

第4章 機関員、その他の機関員及び運転員

（機関員）

第10条 団長は、次の各号に掲げる基準をすべて満たす者のうちから、消防車1台につき消防車を所管する本部等から2人機関員を選任するものとする。ただし、複数の本部等で所管する場合は、職務上必要な範囲内において、それぞれの本部等から2人までを選任することができる。

（1）運転しようとする消防車に適合する自動車運転の免許を取得してから3年（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）を経過していること。

（2）消防団員としての在団年数が1年以上経過していること。（再入団者にあつては前職の在団期間を含む。）

（3）別に定める研修・訓練を受講していること。

（その他の機関員）

第11条 団長は、各分団から2人その他の機関員を選任するものとする。ただし、部又は班に分かれている分団でそれぞれ軽可搬消防ポンプを所管している場合は、それぞれの部又は班から2人ずつ選任するものとする。

（運転員）

第12条 団長は、安全運転監督者の推薦に基づき、第10条各号に掲げる基準をすべて満たす者のうちから選任することができるものとする。

（機関員等名簿等）

第13条 団長は、機関員等及びその他の機関員として選任した者について、機関員等名簿（様式3）を作成して本部等に備えるとともに、記載事項の追加又は変更が生じたときは、速やかに修正しなければならない。

2 団長は、機関員又はその他の機関員を選任又は解任したときは、機関員（その他の機関員）選任（解任）報告書（様式4）により局長あて報告するものとする。

第5章 点検及び整備

（点検）

第14条 機械器具の点検は、次に掲げるものについて行うものとする。

（1）所属点検 本部等において行う車両点検、毎月点検及びホース点検をいう。

- (2) 特別点検 団長が特に必要があると認めるときに行う点検をいう。
- (3) 外注点検 業者に委託して行う定期点検、架装部点検及び機械器具点検をいう。
- 2 前項第1号に規定する所属点検は次の各号により行い、毎月点検の結果について速やかに団長に報告しなければならない。
 - (1) 車両点検 機関員が消防車の運行前及び次号に規定する毎月点検に併せて、別表2に掲げる消防車の各項目について行う点検をいう。
 - (2) 毎月点検 毎月末に機関員又はその他の機関員が機械器具点検表（様式5）に記録して行う点検をいう。
 - (3) ホース点検 消防用ホース（以下「ホース」という。）は以下の項目について、別に定めるところにより点検を行うこと。
 - ア 外観点検
 - イ 通水試験

（整備）

第15条 機械器具の整備は、次に掲げるものについて行うものとする。

- (1) 所属整備 所属点検における不良箇所の整備をいう。
- (2) 外注整備 業者に委託して行う車検整備、臨時整備及び緊急整備をいう。
- 2 前項第1号に規定する所属整備は、機関員又はその他の機関員が実施するものとする。
 - （整備申請等）

第16条 団長は、外注点検及び外注整備が必要なときは、機械器具点検（整備）申請書（様式6）により、局長あて申請するものとする。

- 2 団長は、部品等の支給が必要なときは、機械器具支給申請書（様式7）により、局長あて申請するものとする。

第6章 消防車の運転

（運転資格等）

第17条 消防車の運転は、機関員等以外の者がこれを行ってはならない。ただし、団長が職務上特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（運転）

第18条 消防車の運転は、安全運転監督者の指示により行うものとし、災害活動等における運用については、別に定める。

（安全運転）

第19条 機関員等は、担当する消防車の整備状態を十分に把握し、当該消防車の性能並びに道路、交通及び天候の状況に応じ、安全な速度及び方法で運転しなければならない。

- 2 乗車している消防団員は、走行中の事故防止を図るため、機関員等に対して必要な指導又は助言を行わなければならない。

（運転等記録）

第20条 機関員等は、消防車を運転したとき又は給油したときは、機関日誌（様式8）に走行状況等を記録しなければならない。

2 安全運転監督者は、機関日誌を毎月集計し、その走行状況及び燃料の使用状況について把握しなければならない。

第7章 機械器具の取扱い （安全操作等）

第21条 機械器具を取り扱う者は、機械器具の仕様及び性能を十分に把握し、安全な方法で取り扱わなければならない。

（ホースの取扱い等）

第22条 ホースの取扱いは、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- （1）使用回数等が平均化するように使用すること。
 - （2）V字型の引きずりを避けること。
 - （3）磨耗、外傷に注意すること。
 - （4）ウォーターハンマー現象（管路において流速が急激に変化するとき、管内圧が変化する現象をいう。以下同じ。）を避けること。
 - （5）火の粉や輻射熱に注意すること。
 - （6）油類や薬品類の付着に留意すること。
 - （7）使用後の洗浄及び乾燥を適切に実施すること。
 - （8）直射日光に長時間さらさないこと。
 - （9）洗浄及び乾燥後の収納時には、損傷箇所等について点検をすること。
- 2 ホースの定数は、消防車又は軽可搬消防ポンプ1台あたり口径65ミリメートル、長さ20メートルのホースを10本とする。ただし、団長が特に必要があると認めるときは、定数を増減して保有することができるものとする。

（軽可搬消防ポンプの取扱い）

第23条 軽可搬消防ポンプの取扱いは、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- （1）各種オイルを適正に補充・交換すること。
- （2）燃料の劣化に注意すること。
- （3）給油時にはエンジンを停止すること。
- （4）真空ポンプの作動及び吸水しない状態での運転時間は短時間に止めること。
- （5）短時間の運転又は停止を不用意に繰り返さないこと。
- （6）自然水利（河川、池、湖、井戸又はプールなどをいう。以下同じ。）等から揚水する場合は、異物混入による故障を防ぐため、吸管にちりよけ籠等を取り付けることとし、吸水する消火用水はできる限り清浄なものとする。
- （7）平坦で堅い場所に接地し、操作すること。
- （8）ウォーターハンマー現象を防ぐため、放水バルブの急激な操作は行わない。

いこと。

(9) 使用後は排水処理を行うこと。

(10) 冬期は不凍液を注入すること。

(11) 自然水利による揚水又は排水活動等で汚水を吸水した場合は、一定時間浄水を通水し、ポンプ及び配管を洗浄すること。

(12) 前各号に規定するもののほか、機器の取扱説明書に従い取り扱うこと。

(防火外とう及び防火ズボンの取扱い)

第24条 防火外とう及び防火ズボンの取扱いは、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 汚れた場合は水又はぬるま湯で手洗いをすることとし、洗剤を使用する場合は中性洗剤を使用すること。デッキブラシや高圧洗浄機等を用いて洗わないこと。

(2) 洗浄後は風通しの良い日陰で自然乾燥すること。

(3) 完全に乾燥した状態で保管すること。

(発電機の取扱い)

第25条 発電機の取扱いは、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 各種オイルを適正に補充・交換すること。

(2) 燃料の劣化に注意すること。

(3) 給油時にはエンジンを停止すること。

(4) 短時間の運転又は停止を不用意に繰り返さないこと。

(5) 点検で運転する場合は、暖機運転後に照明機器などを接続して一定時間運転すること。

(6) 室内など換気の悪い場所で使用しないこと。

(7) 平坦で堅い場所に接地し、操作すること。

(8) 使用する電気機器は発電機の定格出力の範囲内とすること。

(9) 前各号に規定するもののほか、機器の取扱説明書に従い取り扱うこと。

(デジタル簡易無線機及び特定小電力トランシーバーの取扱い)

第26条 デジタル簡易無線機及び特定小電力トランシーバーの取扱いは、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 落下等の衝撃により破損するおそれがあるため注意して取り扱うこと。

(2) テレビ、ラジオ及び携帯電話などの電子機器並びに磁気カードの近くで使用しないこと。

(3) 電池を抜いた状態又は電源を切った状態で、湿度が低く、気温差が少ない場所に保管すること。

(4) 大量の水がかかる場所では使用しないこと。

(5) 電池又はバッテリーの状態を定期的に確認すること。

(6) 前各号に規定するもののほか、機器の取扱説明書に従い取り扱うこと。

第8章 事故の予防及び処置

(事故防止)

第27条 団長は、所属消防団員に対し所管する機械器具の取扱い中における事故防止に必要な事項の指導を行い、事故防止のための対策を講じるとともに、事故発生のおそれがあると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時の措置)

第28条 交通事故若しくは機械器具の損傷事故又は亡失事故（以下「事故等」という。）が発生したときは、当該事故等の関係者は、直ちに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 関係法令に定められた措置
- (2) 事故の拡大防止
- (3) 事故発生状況の記録及び原因資料の収集保全
- (4) 事故概要の団長への報告

2 団長は、事故等が発生したときは、速やかにその概要を局長に報告するとともに、3日以内に事故の種別に応じて次の各号に掲げる報告書を提出するものとする。

- (1) 交通事故 交通事故報告書（様式9）
- (2) 機械器具損傷事故 機械器具損傷事故報告書（様式10）
- (3) 機械器具亡失事故 機械器具亡失事故報告書（様式11）

(事故調査)

第29条 局長は、前条第2項の報告により必要と認めたときは、事故の発生原因等について調査することができる。

第9章 雑則

(簿冊)

第30条 団長は、機械器具の種別に応じて、次の各号に定める簿冊を作成し、機械器具の管理、点検及び整備等の状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 消防車及び消防車に積載する機械器具 自動車台帳
- (2) 軽可搬消防ポンプ及び軽可搬消防ポンプに付属する機械器具 軽可搬消防ポンプ台帳

2 前項第1号の自動車台帳には、次の各号に定める書類を編さんするものとする。

- (1) 諸元表（様式12）
- (2) 付属品目録（様式13）
- (3) 点検整備記録表（様式14）
- (4) ホース台帳（様式15）

3 第1項第2号の軽可搬消防ポンプ台帳には、次の各号に定める書類を編さんするものとする。

- (1) 軽可搬消防ポンプ規格表（様式 16）
- (2) 付属品目録
- (3) ホース台帳
- 4 第 1 項各号に規定する機械器具以外の機械器具は、機械器具目録（様式 17）に記載し、管理の状況を明らかにしておかなければならない。

（準用）

第 31 条 前条に定めるもののほか、機械器具の出納、管理換及び不用決定その他の管理上必要な事務については、札幌市会計規則（昭和 39 年規則第 18 号）の定めるところによる。

（補足）

第 32 条 この要綱に定めるもののほか、消防団の機械器具の管理について必要な事項は総務部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に機関員の選任を受けている消防団員にあっては、この要綱の規定に基づく運転基準を満たしているものとみなす。
- 3 札幌市消防団自動車管理要綱（平成 19 年 3 月 30 日）は、廃止する。

附 則（平成 27 年 10 月 22 日）

この要綱は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 30 日）

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 11 月 24 日）

この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。